

企業会計基準公開草案第 80 号及び企業会計基準適用指針公開草案第 82 号及び解説文に関するコメント

2024 年 1 月 2 日

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

【質問 1】 開発にあたっての基本的な方針に関する質問

⇒基本的に同意する。ただし、本書は設問が粗すぎることは否めない。

【質問 2】 今後の基準開発の方向性に関する質問

⇒基本的に同意する。ただし、「提出企業の開示資料の作成の負担の軽減」に偏していることは否めないと考えられる。

【質問 3】 その他

[1] 株主資本等変動計算書について

本基準に「株主資本等変動計算書」の言及が無いのは、企業会計基準第 6 号で規定していることは承知しているが、他の基準との関係を明確にすることを明示すべきである。

※筆者は、会計コンサルタントや行政書士業務の現場で、会計基準間の相互関係を理解せずに特殊な解釈を持ち掛けて来る人々を散見するが、会計基準の品質向上のためにも相互関係を明確化するべきであると考え。

このことは、IFRS にも言えることであり、議論の混乱を防ぐためにも、(現在、体系化されていない)IFRS の体系化は必要であるが、それは日本から提案し、議論を主導するべきである。また、その活動を日本政府はバック・アップするべきである。

[2] 連結株主資本等変動計算書及び連結貸借対照表における非支配持分の考え方について

★「親会社説」ではなく、**現行の連結損益計算書及び連結包括利益計算書と同様に「経済的単一体説」に移行**し、非支配株主持分の内訳管理も行い、帰属を明示するべきである。

これも、IFRS へのコンバージェンスの一環として重要であると考えられる。

⇒既に、一部の連結会計システムは標準機能で対応できている。

★「その他の包括利益累計額」(個別財務諸表では、「評価・換算差額等」)についても IFRS のように増減明細の開示を義務化するべきである。

⇒既に、一部の会計システム、及び、連結会計システムは標準機能で対応できている。

〔3〕新株予約権、株式引受権について

これらの位置付けは中途半端であり、個別財務諸表が JGAAP で連結財務諸表が IFRS の場合にはプレ連結処理で組み換えが必要になっている。これらについては IFRS に倣って、資本剰余金の構成要素とするべきである。

〔4〕公開草案の適用指針の第 29 項及び第 30 項について

集約的記載は中間財務諸表の情報価値を減ずるだけであるので、削除するべきである。

我が国の金融市場の信用を低下させるだけであり、有害無益である。特にキャッシュ・フロー計算書の「小計」の省略の許容は論外である。「小計」は発生主義と現金主義の差額の調整であり、財務諸表の分析において重要な要素である。しかも、会計システムの普及により、このような集約的記載を許容しても、実務上は表計算ソフトで合算して表記するだけのことであり、経理部等の省力化には殆ど寄与しないと考えられる。

※現在、一部の自治体では、新公会計制度に基づき、発生主義と現金主義の差額の調整額の開示を行っており、企業会計のほうが透明度が劣ることは望ましくない。

〔5〕公開草案の適用指針の第 36 項について

これも〔4〕と同様に、中間財務諸表の情報価値を減ずるだけであるので、第 36 項は削除するべきである。我が国の金融市場の信用を低下させるだけであり、有害無益である。

「外部顧客への売上高と、セグメント間の内部売上高又は振替高」の区分は、財務諸表の分析において、非常に重要な情報である。しかも、会計システムの普及により、このような集約的記載を許容しても、実務上は表計算ソフトで合算して表記するだけのことであり、経理部等の省力化には殆ど寄与しないと考えられる。

〔6〕趣旨を没却しかねない寛恕規定の増加について

甚だ遺憾ながら、ASBJ の公開草案を拝見していると、特に 2020 年頃から、財務諸表や有価証券報告書等の情報価値を低下させるような寛恕規定が目立つようになってきていると言わざるを得ない。

例えば、昨年の「新リース会計基準」の公開草案(企業会計基準公開草案第 73 号)においては、所謂「300 万円以下ルール」と「1 年未満ルール」がそのまま温存され、事実上、趣旨を没却するような抜け穴が温存されてしまった。公開草案のままでは、例外が多数派である現状が改善されないことが危惧される。

原則としては資産計上されるべきとされている所有権移転外リース物件が、上記の例外規定によりオフ・バランス(賃貸借処理)となった場合、当然のこととして、当該物件のユーザは自社の固定資産台帳に記載しないことになる。地方税法によれば、所有権移転外リース物件の償却資産税は、ユーザではなくリース会社が負担することとなっているが、リース会社の所在地の自治体と当該リース物件の所在地の自治体が異なる場合、コピー複合機などのオフィス機器、医療機器などでオフ・バランスされた物件に対する償却資産税の完全な捕捉には難点があるとの声を伺っている。また、このことは、地方自治体の財政の観点から問題になっていると、複数の永田町関係者から伺っている。

★日本企業の不祥事が頻発する中、このような寛恕規定の増加は IFRS との乖離を増加させるだけでなく、企業会計の透明性を低下させ、結果として日本の金融市場の透明性・国際的な信用を低下させ、結果的に我が国の国際競争力を低下させることに繋がるので厳に慎むべきであると考えます。

(以上)